

東御市男女共同参画推進基本計画 令和2年度実施計画表

資料
2

基本理念Ⅰ 男女の人権の尊重

基本目標Ⅰ 両性の尊重と性差別の根絶

具体的目標	施策の方向	具体的施策	事業の内容・主な取り組み	令和元年度事業計画（事業名・内容）	令和2年度事業計画（事業名・内容）	担当課
①両性の尊重と男女の性に関する教育の推進	①互いの人格を尊重し合う社会実現の啓発 ②性差別に関する相談体制の充実	人権教育・人権学習の充実	学校などでの人権教育を推進するとともに、地域においても人権啓発学習等の活動を推進し、人権尊重のまちづくりを進めます。	・各小中学校において人権同和教育を推進する。（校長会、教頭会時に指導を依頼） ・各校の人権同和教育計画により実施する。	・各小中学校において人権同和教育を推進する。（校長会、教頭会時に指導を依頼） ・各校の人権同和教育計画により実施する。	教育課
				人権尊重の市民のつどい、各種人権セミナーを継続し開催する。	人権尊重のまちづくり市民の集い、各種人権セミナーを継続し開催する。	人権同和政策課
				・育児に関わる講座・相談事業において子どもの人権について意識の啓発を行う。 ・こどもの日にあわせ児童憲章について広報し、こいのぼりを掲揚する等子どもの人権啓発を推進する。	・育児に関わる講座・相談事業において子どもの人権について意識の啓発を行う。 ・こどもの日にあわせ児童憲章について広報し、こいのぼりを掲揚する等子どもの人権啓発を推進する。	（子育て支援課）
		性教育の計画的実践	男女が自身の性を前向きにとらえ、自分らしく生きるための思春期健康教育などの学習を進めます。 教育計画の中で児童の成長に応じた性教育を位置づけ学習を進めます。	中学生を対象に、同世代の仲間を講師としたライフプランと性行動の意思決定能力を高めることを支援するため、保健福祉事務所、学校や助産所とうみ等と連携する。 ・性教育、人権教育として、男女の違いを認め合い、理解する。他の教科と連携をし学ぶ。（家庭科、理科、体育・保健体育、社会）	中学生を対象に、同世代の仲間を講師としたライフプランと性行動の意思決定能力を高めることを支援するため、保健福祉事務所、学校や助産所とうみ等と連携する。 ・性教育、人権教育として、男女の違いを認め合い、理解する。他の教科と連携し学ぶ。（家庭科、理科、体育・保健体育、社会）	健康保健課
		社会環境の浄化	男女の人権を侵害する書籍類の撤去活動を行い、性の商品化や性差別を助長する環境の浄化を目指します。	今後も情報収集に努め、再び設置されないよう監視を継続する。	今後も情報収集に努め、再び設置されないよう監視を継続する。	教育課
		相談体制の充実	性差別に関する相談機能を充実します。人権相談、よろず相談及び日常的な相談受付。	毎月人権よろず相談所を開設。また、隔月で女性弁護士相談を実施する。	毎月人権よろず相談所を開設、また相談内容の充実を図る。また、隔月で女性弁護士相談を実施する。	人権同和政策課
				・育児に関わる講座・相談事業において子どもの人権について意識の啓発を行う。 ・こどもの日にあわせ児童憲章について広報し、こいのぼりを掲揚する等子どもの人権啓発を推進する。	・育児に関わる講座・相談事業において子どもの人権について意識の啓発を行う。 ・こどもの日にあわせ児童憲章について広報し、こいのぼりを掲揚する等子どもの人権啓発を推進する。	子育て支援課
				市の母子自立支援員及び女性相談員が関係機関との連携をはかり相談の対応を行う。	市の母子自立支援員及び女性相談員が関係機関との連携をはかり相談の対応を行う。	関係各課（福祉課）
				学校において家庭内暴力の発見・相談を受けた場合は、関係機関への通報。被害にあった児童生徒への相談支援を構築する。	学校において家庭内暴力の発見・相談を受けた場合は、関係機関への通報。被害にあった児童生徒への相談支援の対応を行う。	教育課
②男女間のあらゆる暴力の根絶	①暴力根絶に向けた啓発活動の推進 ②家庭内暴力についての相談窓口の充実 ③暴力を受けた被害者に対する支援	暴力根絶のための啓発	ポスターの掲示等により男女の人権に対する意識の啓発に努め、男女間のあらゆる暴力の根絶のための意識啓発に努めます。	市各課及び県等の関係機関及び弁護士等との連携により、相談体制の充実を図る。	市各課及び県等の関係機関及び弁護士等との連携により、相談体制の充実を図る。	人権同和政策課
		相談体制の充実	男女間のあらゆる暴力や家庭内暴力の相談に迅速な対応ができるよう、県男女共同参画センター・県女性相談センター等の関係機関との連携を強化や弁護士相談を実施し、相談体制の充実を図ります。	市の母子自立支援員及び女性相談員が関係機関との連携をはかり相談の対応を行う。	市の母子自立支援員及び女性相談員が関係機関との連携をはかり相談の対応を行う。	福祉課

具体的目標	施策の方向	具体的施策	事業の内容・主な取り組み	令和元年度事業計画（事業名・内容）	令和2年度事業計画（事業名・内容）	担当課
②男女間のあらゆる暴力の根絶	①暴力根絶に向けた啓発活動の推進 ②家庭内暴力についての相談窓口の充実 ③暴力を受けた被害者に対する支援	相談体制の充実		学校において家庭内暴力の発見・相談を受けた場合は、関係機関への通報。被害にあった児童生徒への相談支援を構築する。	学校において家庭内暴力の発見・相談を受けた場合は、関係機関への通報。被害にあった児童生徒への相談支援の対応を行う。	教育課
				市各課及び県等の関係機関及び弁護士等との連携により、相談体制の充実を図る。	市各課及び県等の関係機関及び弁護士等との連携により、相談体制の充実を図る。	人権同和政策課
		暴力を受けた被害者に対する支援	緊急に援助を必要とする女性などへの早急な保護・救済を行うため、関係機関との連絡・調整など支援体制の充実を図ります。	緊急に援助を必要とする女性への早急な保護・救済を行うため、女性相談員を中心に支援体制の充実を図る。（暴力を受けた被害者に対する支援）	緊急に援助を必要とする女性への早急な保護・救済を行うため、女性相談員を中心に支援体制の充実を図る。（暴力を受けた被害者に対する支援）	福祉課
		住民基本台帳閲覧規制等のDV支援体制の充実を図る。（職員のスキルアップ、関係機関との連携）		住民基本台帳閲覧規制等のDV支援体制の充実を図る。（職員のスキルアップ、関係機関との連携）	市民課	
		育児相談にあわせ保護者についても随時相談を受け、福祉課等相談機関につなげ連携を図る。		育児相談にあわせ保護者についても随時相談を受け、福祉課等相談機関につなげ連携を図る。	子育て支援課	

※推進基本計画PI6参照

基本理念2 社会における制度又は慣行についての配慮

基本目標2 男女共同参画を促進するための制度の見直しと改善【女性活躍推進法】

具体的目標	施策の方向	具体的施策	事業の内容・主な取り組み	令和元年度事業計画（事業名・内容）	令和2年度事業計画（事業名・内容）	担当課
①男女共同参画の視점에立った社会制度、慣行の見直し【女性活躍推進法】	①共同参画意識の啓発 ②家庭・地域・職場における社会制度や慣行の見直し ③広報・出版物等における男女共同参画の視점에立った表現の促進 ④あらゆる分野における女性の活躍の推進【女性活躍推進法】	男女共同参画のための講演会等の開催	男女共同参画のための講演会、講座等を開催し、広く市民の意識啓発を図ります。	講演会等を開催するにあたり、市民に広く周知を図り、市民の参加者増を図る。	多くの市民が参加する講演会を開催する。	人権同和政策課
		各種講座での男女共同参画啓発への配慮	女性学級、たけのご学級などで男女共同参画に関する内容を盛り込むとともに、女性リーダー養成につながるように運営に配慮します。	女性学級；学級生自身が講座を計画・運営することによって、自主的に物事を進める力を身につける学習計画する。	女性学級；学級生自身が講座を計画・運営することによって、自主的に物事を進める力を身につける学習計画する。	生涯学習課
		市職員の研修会	男女共同参画の啓発と推進のため、市職員の研修会を開催します。	継続したたけのご学級を行うことにより、子を持つ親の学習と交流の機会を確保し、会の運営や進行に関わることで、リーダー育成を図る。	継続したたけのご学級を行うことにより、子を持つ親の学習と交流の機会を確保し、会の運営や進行に関わることで、リーダー育成を図る。	人権同和政策課
				令和元年度研修計画に基づき、職員全体研修の一環として男女共同参画に関する研修会を実施する。	令和2年度研修計画に基づき、職員全体研修の一環として男女共同参画に関する研修会を実施する。	総務課
		県等主催の研修会への参加	国、県、男女共同参画センター（あいとびあ）等の各種講座、研修、講演会等の参加者を市民からも募り、男女共同参画意識の確立を図ります。	県主催の研修会・各種講座の周知を図り、より多くの参加を促す。	県主催の研修会・各種講座の周知を図り、より多くの参加を促す。	人権同和政策課
		男女共同参画の情報提供	男女共同参画の啓発、講演会等について市報、ケーブルテレビ、FMとうみ、市ホームページ等を活用して広報し、啓発に努めます。	様々なメディアを活用し、啓発・普及に努める。	様々なメディアを活用し、啓発・普及に努める。	人権同和政策課
		地域での男女共同参画の推進	地区懇談会を開催するなど、地域に根ざした男女共同参画の啓発、推進を図ります。	祢津地区、和地区にて地区懇談会を開催し、地域での男女共同参画の推進を図る。	北御牧地区、田中地区にて地区懇談会を開催し、地域での男女共同参画の推進を図る。	人権同和政策課

具体的目標	施策の方向	具体的施策	事業の内容・主な取り組み	令和元年度事業計画（事業名・内容）	令和2年度事業計画（事業名・内容）	担当課
①男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し【女性活躍推進法】	①共同参画意識の啓発 ②家庭・地域・職場における社会制度や慣行の見直し ③広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進 ④あらゆる分野における女性の活躍の推進【女性活躍推進法】	地域の慣習・慣行の見直し	区・自治会等と連携し、地域における様々な役割への女性の参画を進めるなど慣習・慣行の見直しに努めます。	引き続き、区長会等と連携し、地域における様々な役割への女性の参画を進めるなど慣習・慣行の見直しに努めます。	引き続き、区長会等と連携し、地域における様々な役割への女性の参画を進めるなど慣習・慣行の見直しに努めます。	地域づくり・移住定住支援室
			区公民館・分館・等と連携し、地域における様々な役割への女性の参画を進めるなど慣習・慣行の見直しに努めます。	区公民館等と連携し、地域における様々な役割への女性の参画を進めるなど慣習・慣行の見直しに努めます。		関係各課（生涯学習課）
		男女共同参画の視点による適正な公的広報活動の推進	市報、ケーブルテレビ、FMとうみ、ホームページ等における広報に際して、「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」等を参考に、性別による固定観念にとらわれない対等な表現、人権を尊重した表現を推進します。	○引き続き情報発信において、「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」等を参考に、適切な表現を心がける。 ○ケーブルテレビの放送番組において、表現方法を適切に行うための指導を指定管理者に実施する。	○引き続き情報発信において、「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」等を参考に、適切な表現を心がける。 ○とうみチャンネル等の行政情報の発信において、表現方法を適切に行うための指導を実施する。	企画振興課
		女性の職業生活における活躍の推進	市内企業における女性雇用促進に向けた働きやすい環境づくりと起業など多様な働き方を推進します。	企業訪問を実施し、その結果を広報に掲載することにより、女性の働きやすい環境を周知する。また、商工観光課と連携し、多様な働き方を推進する。	企業訪問を実施し、その結果を広報に掲載することにより、女性の働きやすい環境を周知する。	子育て支援課 人権同和政策課

※推進基本計画P21参照

具体的目標	施策の方向	具体的施策	事業の内容・主な取り組み	令和元年度事業計画（事業名・内容）	令和2年度事業計画（事業名・内容）	担当課
②雇用における機会均等と就労条件の整備	①男女の雇用機会均等に関する啓発	事業主に対しての啓発	労働局、ハローワーク、県等で開催する各種セミナーについて事業主に周知します。	労働局、ハローワーク、県等主催のセミナーを広報等で周知する。	労働局、ハローワーク、県等主催のセミナーを広報等で周知する。	商工観光課
		働きやすい環境の整備	育児休暇の取得やフレックスタイムなどの就労条件の整備や、従業員が取得しやすい環境整備の啓発を行います。	労働局、ハローワーク、県等からの通知を周知する。	労働局、ハローワーク、県等からの通知を周知する。	商工観光課
	③労働に関する相談の充実及び就業に関する情報の提供	職場における推進体制の充実	職場における男女共同参画を進めるため、職場の問題点などを話し合う懇談会を開催します。	男女共同参画行政推進会議を開催し、職員への意識の啓発を図る。	男女共同参画行政推進会議を開催し、職員への意識の啓発を図る。	人権同和政策課
		女性の就業への支援、再就職の支援、求人情報の提供	ハローワーク、県等で開催する働く女性支援セミナーを広報等で周知します。	就職面接会 就職ガイダンス 仕事の探し方講座 ハローワークの求人情報の提供 ミニジョブカフェ事業	就職面接会 就職ガイダンス 仕事の探し方講座 ハローワークの求人情報の提供 ミニジョブカフェ事業	商工観光課
			女性の就業支援やスキルアップのための講座を開催します。	「女性の働き方講座」の実施	女性が生き生きと働きつづけるための講座の開講	人権同和政策課
				子育て支援センターで定例的就労相談（県事業）を実施します。	子育て支援センターで定例的就労相談（県事業）を実施します。	子育て支援課
③農業・商工業等自営業における男女共同参画の確立	①やりがいのある就業環境の整備 ②女性従業者の経営方針決定の場への参画促進	女性対象の企業経営セミナー	時代に合ったテーマを見つけ、経営能力向上のためのセミナーを開催します。	時代に合ったテーマを見つけ、経営能力向上のためのセミナーを開催します。	管内自治体、商工団体等との連携し、女性経営者向けセミナーを開催します。	商工観光課
		団体活動の支援	農村女性ネットワークとうみを主体とした各団体のほか、直売団体や生産団体の活動を支援します。	引き続き、女性団体の合同視察研修、交流会等を実施し、組織活動の充実・拡大を図る。	引き続き、女性団体の合同視察研修、交流会等を実施し、組織活動の充実・拡大を図る。	農林課

具体的目標	施策の方向	具体的施策	事業の内容・主な取り組み	令和元年度事業計画（事業名・内容）	令和2年度事業計画（事業名・内容）	担当課
③農業・商工業等自営業における男女共同参画の確立	①やりがいのある就業環境の整備 ②女性従業者の経営方針決定の場への参画促進	女性農業者セミナー等への参加 海外派遣研修への助成	県等が実施する各種セミナーについて情報を提供し、農業改良普及センター主催による情報交換会や大会等への参加を支援します。 女性農業者の海外視察研修に対する助成を行うことにより、世界の女性農業者の社会参画を学んでもらうとともに、地域リーダーの育成に努めます。	県等が実施する女性農業者向けのセミナー、情報交換会、大会等への参加支援を行う。	県等が実施する女性農業者向けのセミナー、情報交換会、大会等への参加支援を行う。	農林課
		マイスターの育成と活動支援	マイスター認定への推薦により、講座への参加を通じ女性農業者の意識改革を進めるとともに、マイスターを中心とした活動を支援します。	過年度に引き続き、女性農業者リーダーの育成を図りたい。	過年度に引き続き、女性農業者リーダーの育成を図りたい。	農林課
		家族経営協定の推進	家族みんなが意欲的に働くことができる環境整備について、家族間で十分に話し合い、経営の改善につながるよう、家族経営協定の締結を推進します。	引き続き、家族で十分話し合い、様々な分野で協力して取り組むよう、協定の締結を推進します。	引き続き、家族で十分話し合い、様々な分野で協力して取り組むよう、協定の締結を推進します。	農林課

※推進計画P22参照

基本理念3 男女共同参画についての学習の推進

基本目標3 学習会等の充実

具体的目標	施策の方向	具体的施策	事業の内容・主な取り組み	令和元年度事業計画（事業名・内容）	令和2年度事業計画（事業名・内容）	担当課
①共同参画を推進するための教育・学習の促進	①男女共同参画学習会の充実 ②幼稚園・保育園・学校における教育の推進 ③リーダーの養成と活動の支援	講演会や講座等の開催	女性のエンパワーメントやメディア・リテラシーの向上、性別による固定的役割分担意識の是正のための講演会、講座等を開催し、市民の理解を深め、啓発に努めます。	講座・講演会等を開催し、啓発に努める。	講座・講演会等を開催し、啓発に努める。	人権同和政策課
		各種学習会	今まで実施している女性学級、たけのこ学級、高齢者大学、市民大学等に男女共同参画の視点からの学習内容も加味し、充実させていきます。	女性学級、シニア大学、市民大学講座等を開催し、男女共同参画の視点からの学習内容も加味し、充実を図ります。	女性学級、シニア大学、市民大学講座等を開催し、男女共同参画の視点からの学習内容も加味し、充実を図ります。	生涯学習課
		家庭・地域における学習の推進	家庭教育や地域における学習活動を促進するために、各種講座の開催や地域における学習会への支援等を促進します。	たけのこ学級の開催の学習内容に取り込む。	たけのこ学級の開催の学習内容に取り込む。	人権同和政策課
				生涯学習事業として様々な講座等を開催し、学習意欲を持つ市民に対し、支援を行っていきます。	生涯学習事業として様々な講座等を開催し、学習意欲を持つ市民に対し、支援を行っていきます。	生涯学習課
		人権啓発学習会	各区ごとに、人権啓発学習会を開催します。	地区懇談会の開催。 祢津地区、和地区で開催予定。	地区懇談会の開催。 北御牧地区、田中地区で開催予定。	人権同和政策課
				6月滋野地区、7月和地区、10月北御牧地区(畔田～牧ヶ原)で人権啓発学習会を開催する。	6月北御牧地区（上八重原～宮）、7月田中地区、10月祢津で人権啓発学習会を開催する。（中止）	人権同和政策課（教育課）
		人権まちづくり市民のつどい	人権をテーマとしたつどいを開催します。	平和と人権をテーマとした講演等の市民のつどいを開催	平和と人権をテーマとした講演等の市民のつどいを開催	人権同和政策課
		男女平等教育の充実	幼児期から男女共同参画意識を育むことができるように、幼稚園、保育園、学校における男女平等観に根ざした教育を推進します。	・性教育、人権教育として、男女の違いを認め合い、理解する。 他の教科と連携をし学ぶ。（家庭科、理科、体育・保健体育、社会）	・性教育、人権教育として、男女の違いを認め合い、理解する。 他の教科と連携をし学ぶ。（家庭科、理科、体育・保健体育、社会）	教育課
				幼児期から男女共同参画意識を育むため、保育園等において男女平等観に根ざした教育を推進します。	幼児期から男女共同参画意識を育むため、保育園等において男女平等観に根ざした教育を推進します。	子育て支援課
		指導者に対する研修の充実	指導にあたる幼稚園教諭、保育士、教職員やPTAを対象にした研修の中に、男女共同参画の視点に立った研修の機会を取り入れるように依頼します。	男女共同参画行政職員研修の周知と各学校においての人権研修を実施します。	男女共同参画行政職員研修の周知と各学校においての人権研修を実施します。	人権同和政策課
		各種学習会の企画・運営への参加	女性学級・たけのこ学級等の講座、学級の運営委員会、実行委員会の活動を通じ地域のリーダー養成を支援します。	・女性学級：学級生自身が講座を計画することによって、自主的に物事を進める力を身につけ、地域のリーダーを養成する。	・女性学級：学級生自身が講座を計画することによって、自主的に物事を進める力を身につけ、地域のリーダーを養成する。	生涯学習課
				・たけのこ学級や、男女共同参画推進のための実行委員会の企画・運営・進行の支援を行う。	・たけのこ学級や、男女共同参画推進のための実行委員会の企画・運営・進行の支援を行う。	人権同和政策課
		リーダーの養成と活動の支援	男女共同参画の視点を持った団体やグループに対して、学習の場や情報を提供し、地域でリーダーとなり活動できるように支援します。	関係団体の支援と新規会員の募集を図る。	関係団体へ講座開催の情報を提供する等活動を支援する。	人権同和政策課

具体的目標	施策の方向	具体的施策	事業の内容・主な取り組み	令和元年度事業計画（事業名・内容）	令和2年度事業計画（事業名・内容）	担当課
①共同参画を推進するための教育・学習の促進	①男女共同参画学習会の充実 ②幼稚園・保育園・学校における教育の推進	推進体制の充実	学習会・研修会などの各種活動を通じて市民の意識啓発を図り、男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進委員会の設置の検討など、推進体制の整備を進めます。	委員会の活動支援と関連団体との連携を強化する。	委員会の活動支援と関連団体との連携を強化する。	人権同和政策課

※推進計画P25参照

具体的目標	施策の方向	具体的施策	事業の内容・主な取り組み	令和元年度事業計画（事業名・内容）	令和2年度事業計画（事業名・内容）	担当課
②支援団体等との連携と強調	①活動団体の育成及び支援 ②地域の女性団体の実態把握とネットワーク化の促進 ③自主的な活動への支援	活動団体の育成・支援	自主的活動団体の育成・支援に努めます。	引き続き、男女共同参画の取り組み意識の向上につながるよう、自主的活動団体の育成・支援に努めます。	引き続き、男女共同参画の取り組み意識の向上につながるよう、自主的活動団体の育成・支援に努めます。	地域づくり・移住定住支援室
				子育て支援ボランティアを養成し、活動を支援する。	子育て支援ボランティアを養成し、活動を支援する。	子育て支援課
				・保健補導員08会の学習支援、とうみ食育市民ネットワークの活動を支援する。	・保健補導員08会の学習支援、とうみ食育市民ネットワークの活動を支援する。	健康保健課
				育成・支援に努める活動団体 ・東御市景観を考える会・緑のサポーター・とうぶハーバリストサークル	育成・支援に努める活動団体 ・東御市景観を考える会・緑のサポーター・とうぶハーバリストサークル	建設課
				男女共同参画推進会議、女性団体連絡協議会への活動支援を引き続き行う。	男女共同参画推進会議、女性団体連絡協議会への活動支援を引き続き行う。	人権同和政策課
				雷電まつりにおいて、インストラクターの会や区等参加団体を支援する。	計画なし（雷電まつり中止：項目削除か？）	商工観光課
				公民館利用者・講座受講生・文化協会・体育協会・海野宿保存会・海野宿及び湯の丸高原ガイド等の育成・支援に努めます。 【文化・スポーツ振興課】 体育協会の育成・支援に努めます。	【生涯学習課】 公民館利用者・講座受講生・文化協会等の育成・支援に努めます。 【文化・スポーツ振興課】 体育協会の育成・支援に努めます。	関係各課 (生涯学習課) (文化・スポーツ振興課)
		男女が共に関わる生涯学習活動等の推進	文化活動、スポーツ活動、各生涯学習講座等を通して、互いの連携促進が図れるように支援します。	【生涯学習課】 文化活動、スポーツ活動、各生涯学習講座等を通して、互いの連携促進が図れるように支援します。 【文化・スポーツ振興課】 文化活動、各生涯学習講座等と連携することで、男女相互の連携促進が図れるよう支援する。	【生涯学習課】 文化活動、各生涯学習講座等を通して、互いの連携促進が図れるように支援します。 【文化・スポーツ振興課】 文化芸術及びスポーツの振興において、活動団体等へ男女相互の連携を支援します。	関係各課 (生涯学習課) (文化・スポーツ振興課)
		女団連活動の支援	女性団体連絡協議会の組織づくり及び活動を支援します。	女性団体連絡協議会の活動等の支援及び新規会員の募集を支援する。	女性団体連絡協議会の活動等を支援する。	人権同和政策課
		男女共同参画推進に関わる活動の支援	東御市男女共同参画推進会議等の男女共同参画推進関連団体の自主的活動を支援します。	関連団体への活動支援と新規会員の募集を支援する。	関連団体の活動を支援する。	人権同和政策課

※推進計画P26参照

基本理念4 家庭生活における共同参画

基本目標4 家庭における理解と協力【女性活躍推進法】

具体的目標	施策の方向	具体的施策	事業の内容・主な取り組み	令和元年度事業計画（事業名・内容）	令和2年度事業計画（事業名・内容）	担当課
①男女が互いに理解し協力する家庭の実現	①家庭における古い男女の役割分担意識の是正	各種学習会の開催	男女共同参画の視点に立った内容の学習会開催に努めます。	男女共同参画の視点に立った学習会の開催	男女共同参画の視点に立った学習会の開催（古い役割分担意識の是正）	人権同和政策課
②男女が共に関わる家事・育児・介護の推進【女性活躍推進法】	①男女が共に築く家庭生活の充実	仕事と生活の調和の意識啓発	ワーク・ライフ・バランスを啓発し、家庭生活において男女が互いに協力し合う環境づくりを促進します。	男女共同参画の視点に立った学習会等の開催	男女共同参画の視点に立った学習会等の開催（ワークライフバランス啓発）	人権同和政策課
	②家族が共に関わる、家事・育児・介護の大切さの見直し【女性活躍推進法】	男性の参画促進	家庭における男性の家事・育児・介護への参画を促進するため、各種講座を開催します。	男性の家庭参画に係る啓発事業の実施。（イクメン写真コンテスト）	男性料理教室・家事講座	人権同和政策課
				○子育て支援センターでの「イクメンコーナー」やポータルサイト「すくすくぽけっと」の「イクメンパパ」において、父親の育児参加や家庭での活躍状況について情報発信していく。 ○育児応援訪問において父親ならではの役割を伝え家族機能の向上を推進する。 ○父親も参加しやすい講座を企画・実施していく。	○子育て支援センターでの「イクメンコーナー」やポータルサイト「すくすくぽけっと」の「イクメンパパ」において、父親の育児参加や家庭での活躍状況について情報発信していく。 ○育児応援訪問において父親ならではの役割を伝え家族機能の向上を推進する。 ○父親も参加しやすい講座を企画・実施していく。	子育て支援課
				父子家庭の相談等の対応につとめる。	父子家庭の相談等の対応につとめる。	福祉課
		子育て講座、学習会等の開催	男女が子育てに関わることの大切さを学習し家庭での育児力を高めるための体験型育児講座、学習会等を開催します。	○保護者が協力して子育てを楽しみながら、家庭の育児力を高めるための講座や相談を実施する。 ○親支援プログラム（NP・ベアトレ）の実施 ○ポータルサイト「すくすくぽけっと」から情報発信をしていく	○保護者が協力して子育てを楽しみながら、家庭の育児力を高めるための講座や相談を実施する。 ○親支援プログラム（NP）の実施 ○ポータルサイト「すくすくぽけっと」から情報発信をしていく	子育て支援課
		子育て支援団体等の育成、支援	乳幼児・児童の保護者の子育てを支援するボランティア団体等の育成・支援を行います。	○自主サークルの育成支援 ○ボランティア団体、個人ボランティアの育成支援	○自主サークルの育成支援 ○ボランティア団体、個人ボランティアの育成支援	子育て支援課
		両親学級	妊娠期の健康と出産の正しい知識を学習する両親学級を開催します。父親等の参加を促進し、父親の役割や家族の協力体制を学び、子育てなどを支援します。	・もうすぐママパパ学級を開催し、妊産婦の健康と出産の正しい知識を学ぶ。 ・父親の役割や家族の協力体制、子育てへの心構えなどを学べる機会を確保するため、父親の参加を促進する。	・もうすぐママパパ学級を開催し、妊産婦の健康と出産の正しい知識を学ぶ。また、相談できる機会を整える。 ・父親の役割や家族の協力体制、子育てへの心構えなどを学べる機会を確保するため、父親や家族の参加を促進する。	健康保健課
		男性料理教室	男性料理教室を開催し、家事参加のためや、自立して生活していくための基本的料理技術を教えます。	地区公民館講座として男性料理教室を開催し、家事参加のためや、自立して生活していくための基本的料理技術を教えます。	地区公民館講座として男性料理教室を開催し、家事参加のためや、自立して生活していくための基本的料理技術を教えます。	生涯学習課
		男女双方の育児・家事等への積極的参加の促進	イクメン等の写真の募集、展示を通して、ワーク・ライフ・バランスの理解と実践を広く図ります。	イクメン写真コンテストの実施	イクメン写真コンテストの実施	人権同和政策課

※推進計画P30参照

基本理念5 政策等の立案及び決定への共同参画

基本目標5 女性の社会参画の促進【女性活躍推進法】

具体的目標	施策の方向	具体的施策	事業の内容・主な取り組み	令和元年度事業計画（事業名・内容）	令和2年度事業計画（事業名・内容）	担当課
①政策・方針等の立案及び決定への女性の参画の拡大【女性活躍推進法】	①審議会等への女性の参画・登用の促進 ②職場における女性の管理職への積極的登用 ③女性の人材育成と女性リーダーの養成【女性活躍推進法】	審議会・委員会等への女性の参画の促進	女性の意見が広く行政に反映できるように、審議会等の女性委員の割合の向上に努めます。	特別職報酬等審議会に諮問事案が発生した場合は、定員10人中3名以上の女性委員を委嘱する。	特別職報酬等審議会に諮問事案が発生した場合は、定員10人中3名以上の女性委員を委嘱する。	総務課
				東御市消防委員会において、引き続き3名の女性委員の登用に努める。	東御市消防委員会において、引き続き3名の女性委員の登用に努める。	消防課
				改選を伴う審議会、委員会については可能な限り女性委員の登用に努めます。	改選を伴う審議会、委員会については可能な限り女性委員の登用に努めます。	企画振興課
				東御市固定資産評価審査委員会 任期：H29.5.19～H31.5.18委員3名に対し女性委員1名（前期も同割合）	東御市固定資産評価審査委員会 任期：R1.5.18～R4.5.17委員3名に対し女性委員1名（前期も同割合）	税務課
				改選を伴う審議会、委員会については可能な限り女性委員の登用に努める。	改選を伴う審議会、委員会については可能な限り女性委員の登用に努める。	市民課
				改選を伴う審議会、委員会については、可能な限り女性委員の登用に努める。	改選を伴う審議会、委員会については、可能な限り女性委員の登用に努める。	福祉課
				・改選を伴う審議会、委員会については可能な限り女性委員の登用に努める。	・改選を伴う審議会、委員会については可能な限り女性委員の登用に努める。	健康保健課
				改選を伴う審議会については可能な限り女性委員の登用に努めます。	改選を伴う審議会については可能な限り女性委員の登用に努めます。	生涯学習課
				改選を伴う審議会、委員会については女性委員の登用に努める。	改選を伴う審議会、委員会については女性委員の登用に努める。	子育て支援課
				・改選を伴う審議会、委員会については、可能な限り女性委員の登用に努める。	・改選を伴う審議会、委員会については、可能な限り女性委員の登用に努める。	農林課
				改選を伴う委員会の人選において、女性の登用に努めます。に努める。	・改選を伴う委員会等については、可能な限り女性委員の登用に努める。	教育課
				改選を伴う審議会、委員会等については、可能な限り女性委員の登用に努める。	改選を伴う審議会、委員会等については、可能な限り女性委員の登用に努める。	建設課
				・改選を伴う審議会、委員会については可能な限り女性委員の登用に努める。	・改選を伴う審議会、委員会については可能な限り女性委員の登用に努める。	商工観光課
				上下水道運営審議会において、可能な限り女性委員の割合の向上に努めます。	上下水道運営審議会において、可能な限り女性委員の割合の向上に努めます。	上下水道課
				性別にとらわれない適材適所の職員配置に努める。	性別にとらわれない適材適所の職員配置に努める。	総務課
				企業経営者・管理者等を対象に、事業所等における女性の参画促進について理解を深めるため、広報・啓発活動を行います。	女性の参画促進に取り組む事業所の紹介	人権同和政策課
				・女性の就業支援セミナーの紹介やスキルアップのための講座の周知 ・事業所等における女性の参画促進についての啓発推進	・女性の就業支援セミナーの紹介やスキルアップのための講座の周知 ・事業所等における女性の参画促進についての啓発推進	商工観光課

具体的目標	施策の方向	具体的施策	事業の内容・主な取り組み	令和元年度事業計画（事業名・内容）	令和2年度事業計画（事業名・内容）	担当課
①政策・方針等の立案及び決定への女性の参画の拡大【女性活躍推進法】	①審議会等への女性の参画・登用の促進 ②職場における女性の管理職への積極的登用 ③女性の人材育成と女性リーダーの養成【女性活躍推進法】	女性の人材育成	まちづくりの現代的課題などの学習会や能力向上を目的とした講座を開催し人材育成を図ります。	女性学級：さまざまな学習会を通して、自身の資質向上をはかる。	女性学級：さまざまな学習会を通して、自身の資質向上をはかる。	生涯学習課
		女性活躍の環境づくりの推進	企業経営者等セミナー、女性リーダー研修、女性起業セミナー等への参加を促進します。	商工観光課と連携し、起業、就業セミナー等への参加を促進します。	商工会と連携したセミナーや起業相談窓口の周知	人権同和政策課
②地域の社会活動への女性の参画の促進	①自治会等における女性参画の促進 ②活動団体の育成及び支援	自治会等における女性参画の促進	自治会等における各種役員への女性の参画を推進するため女性の登用を働きかけ、規約や役割分担の見直し・検討を促します。	引き続き、自治会等における各種役員の女性参画調査を実施し、現状を把握するとともに、区の状況に応じて共同参画を促します。	引き続き、自治会等における各種役員の女性参画調査を実施し、現状を把握するとともに、区の状況に応じて共同参画を促します。	地域づくり・移住定住支援室
				引き続き、自治会等における各種役員の女性参画調査を実施し、現状把握し、男女共同参画を促す。	引き続き、自治会等における各種役員の女性参画調査を実施し、現状把握し、男女共同参画を促す。	人権同和政策課
		活動団体の育成及び支援	各種活動団体の育成・支援に努めます。	小学校区単位の地域づくり等の活動支援を通じて、女性の社会参画を促します。	小学校区単位の地域づくり等の活動支援を通じて、女性の社会参画を促します。	地域づくり・移住定住支援室
				各区、各地区の保健指導員活動を支援する。	各区、各地区の保健指導員活動を支援する。	健康保健課
				各区の育児サークル、子育て支援ボランティア等の活動を支援します。	各区の育児サークル、子育て支援ボランティア等の活動を支援します。	子育て支援課
				育成・支援に努める活動団体 ・都市計画審議会・東御市空家等対策協議会	育成・支援に努める活動団体 ・都市計画審議会・東御市空家等対策協議会	建設課
				各種活動団体の育成・支援に努めます。	各種活動団体の育成・支援に努めます。	関係各課 (生涯学習課)

※推進計画P34参照

基本理念6 家庭生活における活動と他の活動との両立

基本目標6 家庭生活と社会活動等が両立するための支援

具体的目標	施策の方向	具体的施策	事業の内容・主な取り組み	令和元年度事業計画（事業名・内容）	令和2年度事業計画（事業名・内容）	担当課
①仕事と育児・介護の両立のための社会的支援	①保育サービスの充実 ②子育て支援サービスの充実 ③介護サービスの充実	保育環境の整備	特別保育など保育サービスの充実を図り、女性の社会進出、職場復帰を支援します。	市立保育園をはじめ、私立保育園、小規模保育事業所などと連携を図り、良好な保育環境の維持に努める。	市立保育園をはじめ、私立保育園、小規模保育事業所などと連携を図り、良好な保育環境の維持に努める。	子育て支援課
		子育て支援環境の整備	低学年児童の放課後対策のため、児童館・放課後児童クラブを開館し、子育てを支援します。	・各地区別児童館の運営と田中、滋野、祢津、和小学校に併設の各児童クラブ及び北御牧児童館併設の北御牧児童クラブの運営を行う。 引き続き高学年の受入れを行っていく。	各地区別児童館の運営と田中、滋野、祢津、和小学校に併設の各児童クラブ及び北御牧児童館併設の北御牧児童クラブの運営を行う。 引き続き、高学年の受入れを行っていく。	教育課
		育児相談	子育て支援センター及び各保育園で育児相談を行います。	子育て支援センター及び保育園等での育児相談に適宜対応し、子ども育ちを尊重した支援を実施する。	子育て支援センター及び保育園等での育児相談に適宜対応し、子ども育ちを尊重した支援を実施する。	子育て支援課
		介護支援と相談機能の充実	介護情報の周知に努め、介護サービスが円滑に利用できるように支援します。また、地域包括支援センターを拠点に介護相談の充実を図ります。	寄り添い、高齢者の生きがいづくりを目指し、地域包括ケアシステムの構築に向け、訪問相談や医療・介護・地域との連携を図りながら高齢者支援を推進します。	寄り添い、高齢者の生きがいづくりを目指し、地域包括ケアシステムの構築に向け、訪問相談や医療・介護・地域との連携を図りながら高齢者支援を推進します。	福祉課
		家庭介護者の講習	介護を行っている家族が知識・技術を習得するための教室を開催します。	認知症を抱える家族介護者の会を開催し、介護者同士の情報交換等の支援を行い、在宅支援を推進します。	認知症を抱える家族介護者の会を開催し、介護者同士の情報交換等の支援を行い、在宅支援を推進します。	福祉課

具体的目標	施策の方向	具体的施策	事業の内容・主な取り組み	令和元年度事業計画（事業名・内容）	令和2年度事業計画（事業名・内容）	担当課
①仕事と育児・介護の両立のための社会的支援	①保育サービスの充実 ②子育て支援サービスの充実 ③介護サービスの充実	介護保険制度の円滑な実施	介護保険制度の目的を踏まえ、制度を円滑に実施し、家族の介護負担の軽減を図ります。	介護保険制度の目的を踏まえ、制度を円滑に実施し、家族の介護負担の軽減を図ります。	介護保険制度の目的を踏まえ、制度を円滑に実施し、家族の介護負担の軽減を図ります。	福祉課
②地域社会との連携	①地域の多様性に基づいたネットワークの構築 ②男女が共に関わる地域づくりの促進	ボランティア団体の育成・支援	市民一人ひとりが地域社会へ参画するためボランティア団体の育成・支援に努めます。	引き続き、ボランティア団体など各種団体の地域活動を紹介し、市民の社会参加を促します。	引き続き、ボランティア団体など各種団体の地域活動を紹介し、市民の社会参加を促します。	地域づくり・移住定住支援室
				・保育園でボランティアを受入れる。 ・子育て支援サポーターの養成・育成を行う。 ・子育てボランティア団体の活動支援を実施する。	・保育園でボランティアを受入れる。 ・子育て支援サポーターの養成・育成を行う。 ・子育てボランティア団体の活動支援を実施する。	子育て支援課
				育成・支援に努める活動団体 ・景観を考える会・緑のサポーター・とうぶハーバリストサークル	育成・支援に努める活動団体 ・景観を考える会・緑のサポーター・とうぶハーバリストサークル	建設課
				社協と連携しボランティア団体の支援を継続します。また、介護予防等のボランティアの育成支援に努めます。	社協と連携しボランティア団体の支援を継続します。また、介護予防等のボランティアの育成支援に努めます。	福祉課
		ネットワークの構築への支援	ボランティア団体など地域で活動する各種団体のネットワークの構築、地域活動を支援します。	引き続き、ボランティア団体など各種団体の地域活動を紹介し、ネットワークの構築を促します。	引き続き、ボランティア団体など各種団体の地域活動を紹介し、ネットワークの構築を促します。	地域づくり・移住定住支援室
				子育て支援センターにて登録管理し、活動支援をする。	子育て支援センターにて登録管理し、活動支援をする。	子育て支援課
				地域包括ネットワークの充実を図ります。また、地域支え合いによる活動を社協と共に支援します。	地域包括ネットワークの充実を図ります。また、地域支え合いによる活動を社協と共に支援します。	建設課
				引き続き、ネットワーク構築及び地域活動を支援する。	引き続き、ネットワーク構築及び地域活動を支援する。	福祉課
		女性の地域づくりの促進	地域づくり、まちづくりに男女が対等な立場で活動できるよう女性の参画を促進します。	引き続き、地域づくり、まちづくりに男女が対等な立場で活動できるよう女性の参画を促進します。	引き続き、地域づくり、まちづくりに男女が対等な立場で活動できるよう女性の参画を促進します。	地域づくり・移住定住支援室
		地域の生活課題への女性の参画促進	防災・環境問題等の生活課題に関する地域活動への女性の参画を促します。	・各区消防防災班への女性の参画について、自治推進委員会等を通じて参画を促し、区消防防災班の女性登用率の増加に努める。 令和元女性登用率 12.6%→17.4%（目標） ・防犯女性部・ごみ減量3R推進委員会等女性の活動を通じて、地域全体で意識の高揚を図る。各団体への参加を様々な機会をとらえてPRする。	・男女双方の視点に立った防災活動の推進について各区消防防災班へ啓発する。市防災訓練において昨年度以上の消防防災班が取り組めるよう努める。昨年度実践19班→19班以上（目標） ・防犯女性部・ごみ減量3R推進委員会等女性の活動を通じて、地域全体で意識の高揚を図る。各団体への参加を様々な機会をとらえてPRする。	総務課 生活環境課

※推進計画P38参照

基本理念7 母性の保護と生涯にわたる健康の保持増進
基本目標7 母性の保護と男女の健康の増進

具体的目標	施策の方向	具体的施策	事業の内容・主な取り組み	令和元年度事業計画（事業名・内容）	令和2年度事業計画（事業名・内容）	担当課
①母性の尊重と保護	①母性尊重の意識の啓発 ②妊娠、出産、育児の安心 ③性感染症予防への取り組み	妊婦保健指導等	助産師による訪問相談や保健指導、両親学級等により妊娠、出産、育児に関する知識・技術の習得と不安の解消、流産や早産の回避を図るとともに、妊婦とその家族に母性保護の重要性を啓発します。	・早産をしない、低体重児を出産しないための保健指導を妊娠届け時に行う。 ・もうすぐママパパ学級では安心した妊娠・出産についての保健指導を実施し、母性保護の重要性も啓発する。 ・妊婦相談訪問事業を実施し、妊娠中の体調管理等の保健指導を行い、妊婦の心身の安定を図る。	・早産をしない、低体重児を出産しないための保健指導を妊娠届け時に行う。 ・もうすぐママパパ学級では安心した妊娠・出産についての保健指導を実施し、母性保護の重要性も啓発する。 ・妊婦相談訪問事業を実施し、妊娠中の体調管理等の保健指導を行い、妊婦の心身の安定を図る。	健康保健課
具体的目標	施策の方向	具体的施策	事業の内容・主な取り組み	令和元年度事業計画（事業名・内容）	令和2年度事業計画（事業名・内容）	担当課
①母性の尊重と保護	①母性尊重の意識の啓発 ②妊娠、出産、育児の安心 ③性感染症予防への取り組み	母子保健の充実	妊産婦及び乳幼児の検診・訪問、健康相談、発達相談等により母子の健康保持を図ります。	妊産婦・新生児訪問事業、乳幼児健診等による訪問、健康相談、発達相談等により、母子健康管理などの相談に務める。	妊産婦・新生児訪問事業、乳幼児健診、母子訪問、健康相談、発達相談等により、母子健康管理などの相談に務める。	健康保健課
		安心・安全な出産	安心・安全な出産ができる体制の整備・維持に努めます。	お母さん中心の安心・安全なお産を提供する。信州上田医療センターと助産所とうみとの連携が順調に進むよう振り返り見直ししていく。	お母さん中心の安心・安全なお産を提供する。新型コロナウイルス感染症対策を強化し、信州上田医療センターと助産所とうみとの連携が順調に進むよう振り返り見直ししていく。	市民病院 助産所とうみ
		相談事業	エイズやその他の性感染症についての正しい知識、情報を提供し、自分の身体を大切にする意識の高揚を図り、健康相談に対応します。	・エイ等について正しい知識、情報を提供するため、相談の周知を行う。 ・健康相談、電話相談等により常時相談に応じる。	・エイ等について正しい知識、情報を提供するため、相談の周知を行う。 ・健康相談、電話相談等により常時相談に応じる。	健康保健課
		性感染症教育	中学校において性感染症についての正しい知識、情報を学習し、自分の体を大切にすることを知識の向上を図ります。	・小学校は6年生で保健体育「病気の予防」で、中学校は特活、保健体育で性感染症について学年に応じて学習する。	・小学校は6年生で保健体育「病気の予防」で、中学校は特活、保健体育で性感染症について学年に応じて学習する。	教育課
②生涯を通じた男女の健康づくり支援	①ライフステージに応じた健康づくり支援 ②相談体制の充実	ライフステージに応じた健康づくり支援	自らの健康は自らつくることを基本に、各種検診、健康相談の実施や健康づくり教室の開催などにより、乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた健康の保持・増進を支援します。	各種健診、健康相談や健康づくり教室では、乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた健康づくりの視点で事業を実施する。	各種健診、健康相談や健康づくり教室では、乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた健康づくりの視点で事業を実施する。	健康保健課
		食育の推進	生涯を通じた健全な食生活の実現、健康の確保が図れるように食育を推進します。	・各小中学校において作成した「食に関する指導の全体計画」、に基づき推進する。 ・総合的な学習の時間で学年別に野菜、米を栽培し、食育を推進する。 ・給食に地元産食材の積極的な利用促進を図る。	・各小中学校において作成した「食に関する指導の全体計画」、に基づき推進する。 ・総合的な学習の時間で学年別に野菜、米を栽培し、食育を推進する。 ・給食に地元産食材の積極的な利用促進を図る。	教育課
				第2次食育推進計画「とうみ食育の里」プランに基づき、生涯を通じた健全な食生活の実現、健康の保持が図れるように推進する。	健康とうみ21（後期計画）に基づき、生涯を通じた健全な食生活の実現、健康の保持が図れるように推進する。	健康保健課
				○保育園 給食に地元食材・園内菜園で収穫した野菜を積極的に使用・調理し食することで、食や地域への関心を高める。また、作物を作り自ら調理することで食に関するすべての人への感謝の気持ちを持てるように促していく。家庭へのお便りや献立のレシピを配布し、情報の共有を図る。 ○子育て支援係 親子料理教室の開催 センターにおける食事環境設定の工夫と食に係る相談の実施 「楽しく食えることは生きること」を大切に個別相談等に対応する センター庭での野菜の植え付けと成育管理及び収穫体験の実施	○保育園 給食に地元食材・園内菜園で収穫した野菜を積極的に使用・調理し食することで、食や地域への関心を高める。また、作物を作り自ら調理することで食に関するすべての人への感謝の気持ちを持てるように促していく。家庭へのお便りや献立のレシピを配布し、情報の共有を図る。 ○子育て支援係 親子料理教室の開催 センターにおける食事環境設定の工夫と食に係る相談の実施 「楽しく食えることは生きること」を大切に個別相談等に対応する センター庭での野菜の植え付けと成育管理及び収穫体験の実施	子育て支援課
		相談体制の充実	乳幼児期から高齢期まで様々な相談に対応し、心身ともに健康な生活づくりを支援します。	母子健康相談・生活習慣病相談を実施する。	母子健康相談・生活習慣病相談を実施する。	健康保健課

※推進計画P42参照

基本理念8 国際社会における取り組みの理解

基本目標8 国際社会の動向の理解と協調

具体的目標	施策の方向	具体的施策	事業の内容・主な取り組み	令和元年度事業計画（事業名・内容）	令和2年度事業計画（事業名・内容）	担当課
①国際的視野に立った事業の取り組み	①諸外国の事業把握とその活用 ②国際交流の推進と協調	国際的な動向の情報提供・意識啓発	男女共同参画に関する国際的な動向についての情報を提供し、市民が国際社会に関心を持ちながら、男女共同参画意識を高めていくように努めます。	世界における日本のG G I（ジェンダーギャップ指数）について周知する	世界における日本のG G I（ジェンダーギャップ指数）について周知する	人権同和政策課
		国際交流の促進	市民の国際交流を深め、姉妹都市や市内在住外国人との交流を促進し、市内国際交流団体の活動を支援します。	東御市国際友好協会への補助 友好協会主催事業 中学生・高校生ホームステイ事業 異文化交流サロンの開催	東御市国際友好協会への補助 友好協会主催事業 中学生・高校生ホームステイ事業 異文化交流サロンの開催	地域づくり・移住定住支援室
具体的目標	施策の方向	具体的施策	事業の内容・主な取り組み	令和元年度事業計画（事業名・内容）	令和2年度事業計画（事業名・内容）	担当課
①国際的視野に立った事業の取り組み	①諸外国の事業把握とその活用 ②国際交流の推進と協調	外国籍市民の支援	外国語により情報提供や外国人コミュニケーションによる相談事業により外国籍市民が安心して生活できるよう支援します。	・電話と窓口業務：住民登録等 ・健康保険：保険手続相談 ・福祉：児童手当、福祉医療費等 ・マイナンバー：マイナンバーに関する諸手続き	・電話と窓口業務：住民登録等 ・健康保険：保険手続相談 ・福祉：児童手当、福祉医療費等 ・マイナンバー：マイナンバーに関する諸手続き	市民課
				・生活全般：ごみの出し方等 ・教育：小中学校の保護者・児童支援 ・子育て：保育園の保護者・児童支援 ・翻訳：市民への通知等	・生活全般：ごみの出し方等 ・教育：小中学校の保護者・児童支援 ・子育て：保育園の保護者・児童支援 ・翻訳：市民への通知等	生活環境課
		外国語教育及び国際理解教育の推進	小中学校に外国語指導助手（A L T）を配置し、英語教育の充実を図り、国際理解を促します。	・外国語指導助手を配置し英語教育の充実を図る。東部中学校に1名、北御牧小学校、北御牧中学校に1名、田中小学校、祢津小学校に1名、滋野小学校、和小学校に1名、合計4名配属し、外国の人たちと触れ合う機会を作り、文化の理解を図る。	・英語専科教員及び外国語指導助手を配置し英語教育の充実を図る。A L T 3名の配属し、外国の人たちと触れ合う機会を作り、文化の理解を図る。	教育課

※推進計画P44参照